

9 就職活動で注意すること

人生における大きなイベントのひとつ「就職活動」。その就職活動で、自分に責任の無いことで排除されたり、家族の職業や収入を聞かれるなど、嫌な思いをさせられるケースがあります。

日本国憲法により「職業選択の自由」が保証されており、誰もが自由に自分の適性や能力に応じて職業を選ぶことができます。そのため事業主は応募者の適性・能力などを基準として、客観的な判断により公正な採用選考を行う必要があります。

(1) 公正な採用選考の基本的な考え方

採用選考は、①『人を人としてみる』人間尊重の精神、すなわち、応募者の基本的人権を尊重すること、②応募者の適性・能力に基づいた基準により行うこと、の2点を基本的な考え方として実施することが大切です。

(2) 就業差別につながるおそれがある14事項

次の①～⑪の事項を、エントリーシート・応募用紙に記入させる、面接時において尋ねる、作文の題材とするなどによって把握することや、⑫～⑯を実施することは、就職差別につながるおそれがあります。

<本人に責任のない事項の把握>

- ① 「本籍・出生地」に関すること
- ② 「家族」に関すること（職業・続柄・健康・病歴・地位・学歴・収入・資産など）
- ③ 「住宅状況」に関すること（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など）
- ④ 「生活環境・家庭環境など」に関すること

<本来自由であるべき事項（思想・信条にかかわること）の把握>

- ⑤ 「宗教」に関すること
- ⑥ 「支持政党」に関すること
- ⑦ 「人生観・生活信条など」に関すること
- ⑧ 「尊敬する人物」に関すること
- ⑨ 「思想」に関すること
- ⑩ 「労働組合（加入状況や活動歴など）」、「学生運動などの社会運動」に関すること
- ⑪ 「購買新聞・雑誌・愛読書など」に関すること

<採用選考の方法>

- ⑫ 「身元調査など」の実施
- ⑬ 「本人適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類」の使用
- ⑭ 「合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断」の実施

(注1)戸籍謄(抄)本や本籍が記載された「住民票(写し)」を提出させることは、①の事項の把握に該当することになります。

(注2)「現住所の略図等」を提出させることは、③④などの事項を把握したり、⑫の「身元調査」につながる可能性があります。

(注3)⑭は、採用選考時において合理的・客観的に必要性が認められない「健康診断書」を提出させることを意味します。

(3) もしも就職差別を受けてしまったら

万が一、企業の面接などで公正な採用選考に反する事案にあったときは、お近くのハローワーク（44ページ参照）に相談してください。

(4) 採用内定取消しについて

採用内定について法的な定義はなく、また態様も様々ですが、一般的には、労働者と使用者との間で一定の始期を付して労働契約を締結した場合を言うものと考えられます。採用内定の状態になれば、既に、労働者と使用者との間に一定の労働契約が成立しているので、使用者が内定を取り消すことは、一方的な契約破棄になります。

このため、採用内定取消しは、客観的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は無効とされます。もし、採用内定取消しを告げられたら、お近くのハローワーク（44ページ参照）に相談してください。

日本国憲法

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

コラム6

性的マイノリティをめぐる考え方

LGBTとは？

- | | | |
|-------------|---|------------|
| L レズビアン | 女性を好きになる女性 | 性的指向に関する類型 |
| G ゲイ | 男性を好きになる男性 | |
| B バイセクシュアル | 好きになる相手が女性の場合も
男性の場合もある人 | |
| T トランスジェンダー | 出生時に割り当てられた性別と性自認（こころの性）が
一致せず、性別違和感を持つ人 | |

※ 「LGBT」という言葉は上記4つに限らない性的マイノリティの総称として用いることが一般的です。
「LGBTQ」「LGBTQ+」などのように表記されることもあります。

SOGI(ソジ)とは？

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとった略称です。SOGIは、その人の性的指向と性自認を表すもので、誰もが持つものです。性のあり方は多様で、全ての人がどこかに分類されています。また、そのグループの中でもグラデーションがあり、誰一人として同じ人はいません。

性的指向 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいいます。

性自認 自己の属する性別についての認識のことをいいます。

※自分自身の性のあり方をあえて決めない・決められない人もいます。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する法律が施行されました

令和5年（2023年）6月に施行された上記法律の基本理念には、全ての国民が性的指向や性自認にかかわらず、個人として尊重されること、性的指向及び性自認を理由とする不当な差別はあってはならないことが規定されています。